

Ⅱ 運営費・施設整備等に関する補助制度

運営費関連の補助制度について

名称	内容		対象	基準額及び対象経費	支弁額	窓口	申請時期
運営費加算	短期入所を運営するための補助	短期入所	運営法人	<u>第3章資料70ページを参照</u>	同 左	区市町村	翌月10日
開設準備等補助	短期入所を始めるための補助 ※開設後に1回限り補助	家屋借上費	運営法人	家屋借上げにかかった礼金、仲介手数料 525,000円	基準額または実際にかかった経費のうち低い額×3/4	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 TEL03-5320-4151 FAX03-5388-1408	開設後、指定された日まで
		管理事務費等の経費		短期入所を開設するのにかかった事務費(賃金、職員研修費)、物品購入費など 909,000円			

東京都短期入所開設準備経費等補助金について

(1) 補助対象

以下の3点を全て満たす事業所

- ① 新設した事業所(定員増であっても移転は対象外)
- ② 単独型事業所又は併設事業所
(空床利用型事業所は対象外)
- ③ 設置者が民間事業者であること

(2) 手続きの流れ

★対象法人には、指定時に本制度についてお知らせし、その後、改めて手続きについて、メールで御案内します。



※NPO、一般社団法人、株式会社等は、補助事業者認定申請が必要

★複数法人からの申請を一括して処理するため、交付申請から支出まで数か月かかります。

★指定時の現地確認において、備品類の納入確認をしますので本補助金を申請する場合は、現地確認までに、申請書の内訳を予め御作成ください。

(3) 補助までのスケジュール(令和5年度予定)※あくまで目安となります。

補助事業者認定	開設日から約2週間
交付申請書提出	開設日から約2週間
交付決定通知発出	申請書提出〆切から約5週間
実績報告提出	交付決定通知から約1週間
額の確定通知発出	報告書提出〆切から約3週間
支出	確定通知から約4週間

(4) 家賃借上げ費

① 補助額
基準額を525,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:393,750円)

② 補助対象経費

★ 権利金(礼金)、仲介手数料のみ ※敷金は対象外です。

③ 必要書類

- ★ 法人あて領収書(写)
- ★ 賃貸借契約書、重要事項説明書(写)

※領収書(写)に礼金・仲介手数料の個別の金額が記されていない場合は、別途内訳書を作成してください。

(5) 開設準備経費

① 補助額

基準額を909,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:681,750円)

② 補助対象経費

★ 管理事務費…開設前の職員(事務担当職員を除く)の給与(基本給のみ、原則開設日前日までの1か月勤務実績分)、研修費用

★ 初度調弁費…備品購入費、消耗品費(開設時に必要な分のみ)

★ 備品…家事の際に使用する電気製品や、共有スペースで利用可能のもの。
(例) 冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、食器等

★ 消耗品…家事や洗濯の際に使用するものや、共有スペースで利用可能のもの。
(例) 掃除用品、調理器具等

※管理事務費、初度調弁費等が他事業(GHなど)と共用の場合には、原則として定員按分により、本件補助金の対象経費を算出します。

!! 以下のものについては、補助対象外ですのでご注意ください!!

・SS開設日以降に購入(納品)したもの

・事務用品等法人が負担するべきもの

(例:事務用の文房具・鍵付き書庫・パソコン・金庫・電話、等)

・配送費、設置費

・他の補助金(施設整備費補助金、グループホーム開設準備経費等補助金等)を利用して購入したもの

・レシート、領収書等で内訳がわからないもの

・ポイントが付与されたものや値引きされた分

ポイントの対象となった商品は補助の対象外です。購入するときは、ポイントカードやクレジットカードを使用しないでください。

③ 必要書類

★ 管理事務費(支援員等の賃金、研修費用)

→支援員等と法人の間で交わされた雇用契約書(写)・給与明細(写)、研修の領収書等

★ 初度調弁費(消耗品費、備品購入費)

→法人あて領収書(写)・レシート(写)・明細書(写)

(レシートがない場合は、購入したものと金額がわかる表を添付してください。)

※契約額で税込50万円以上となる際は三者以上の複数見積もり等が必要になります。

(契約額は一品ずつの価格ではなく一般には領収書等の単位となります。)

※提出いただいた書類に関して説明資料を追加で求める場合がございます。

整備費補助制度について（短期入所）

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
 03-5320-4152（直通）

名称	内容	対象	基準額及び対象経費（※1）	補助額（※2）	窓口	
整備費補助	短期入所用の建物を整備するための補助。原則開設前に1回に限り補助。 単独型事業所または併設事業所が対象（空床利用型事業所は対象外）	運営法人	1床の延床面積が内法で8㎡以上（1床あたり）	4,510千円	社福等→基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額×7/8	東京都
			消防法施行令別表第一(6)項口に該当する建物（1床あたり）	675千円		
			消防法施行令別表第一(6)項八に該当する建物（1床あたり）	180千円		
			施設と一体的に整備する防犯設備整備費	600千円		
			重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費（1床あたり）	1,000千円		
			1件10万円以上（税抜）の設備整備費	1,100千円		
			利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕	6,600千円（※）	社福等→基準額または実際にかかった経費のうち低い額×1/2	
			<small>※ただし、グループホームに併設する短期入所の修繕も一体的に実施する場合、補助基準額はグループホームと短期入所合わせて10,000千円となり、補助額も3/4となる。</small>			

※1 令和5年度の基準額となります。今後変更になる場合があります。

※2 短期入所の新規開設又は定員増を目的として行う場合。それ以外の場合は、基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額×1/2

社福等・・・社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人

～土地に関する補助事業（定期借地権の一時金に対する補助事業 & 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業）に共通する事項～

＜担当＞ 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

1 対照表

	定期借地権の一時金に対する補助事業	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる！	事業開始初期の賃料負担を抑えられる！

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権 （第22条）	建物譲渡特約付借地権 （第24条）	事業用定期借地権 （第23条）
存続期間	30年以上	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。	期間満了による	建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのままで土地を明け渡す。借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。	30年以上経過した時点建物に相当の対価で地主に譲渡することを特約する。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。

3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

	事業所用	寄宿舍用	
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	47年	※鉄骨の厚さによって異なる
鉄骨造	38、30、22年	34、27、19年	
木造	24年	22年	

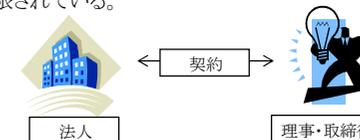
*参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは
ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

(例) 理事・取締役と法人との間の借地契約



5 その他

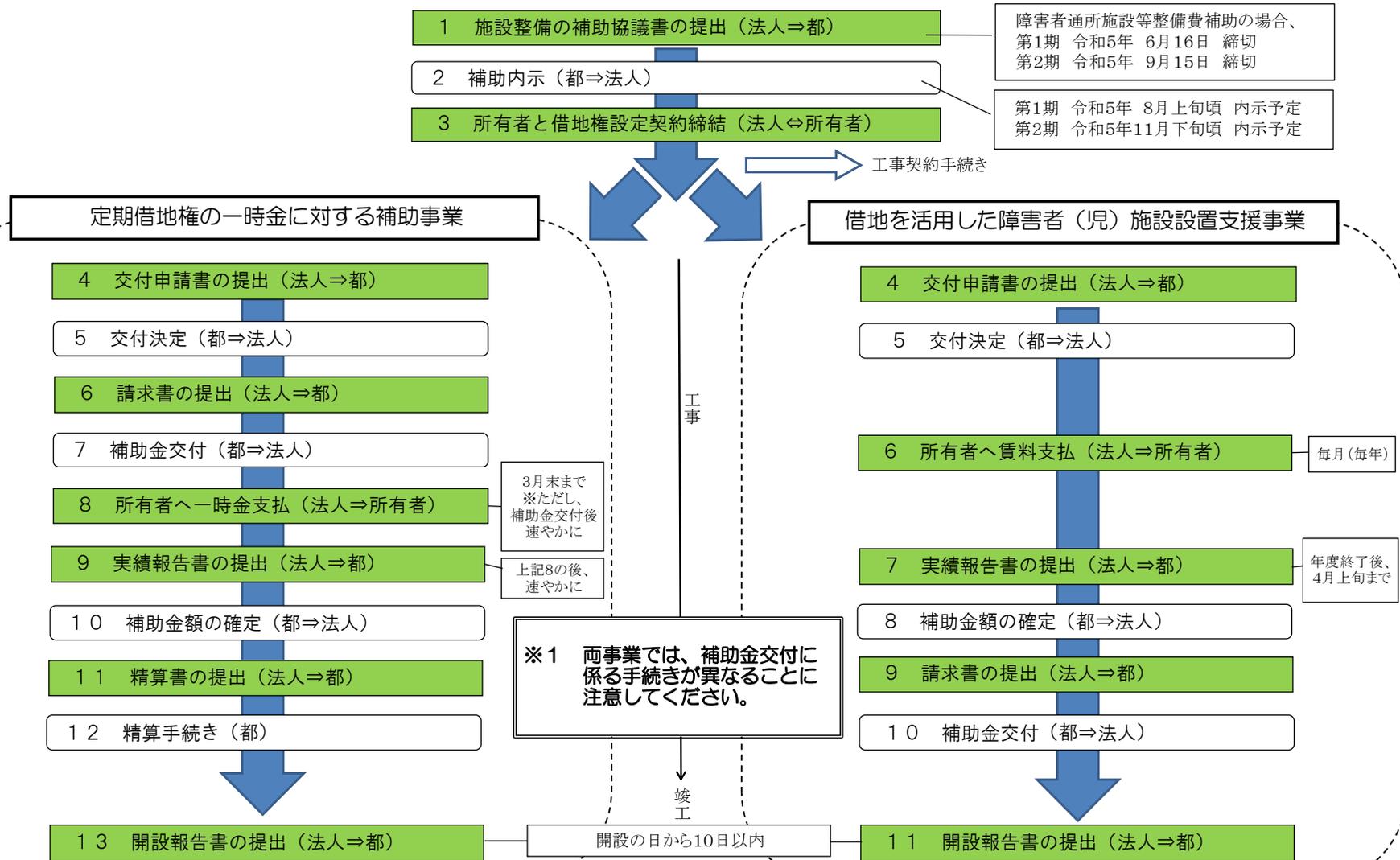
- 両事業とも、補助条件を満たした契約であるかを確認するため、事前に都の確認を経た上で、内示後に土地所有者と契約を締結してください。
- 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。
- 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業
『東京都福祉保健局 > 障害者 > 事業者の方へ > 障害者の生活基盤整備 > 定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』

URL: <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyoseikatukibanseibi/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
『東京都福祉保健局 > 障害者 > 事業者の方へ > 障害者の生活基盤整備 > 借地を活用した』

6 スケジュール



※2 定期借地権の一時金に対する補助金は、契約締結年度のみ 交付申請と補助金交付を行います。

※3 借地を活用した障害者(児)施設設置支援補助金は、年度ごとに 交付申請と補助金交付を行います。

定期借地権の一時金に対する補助事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152 (直通)

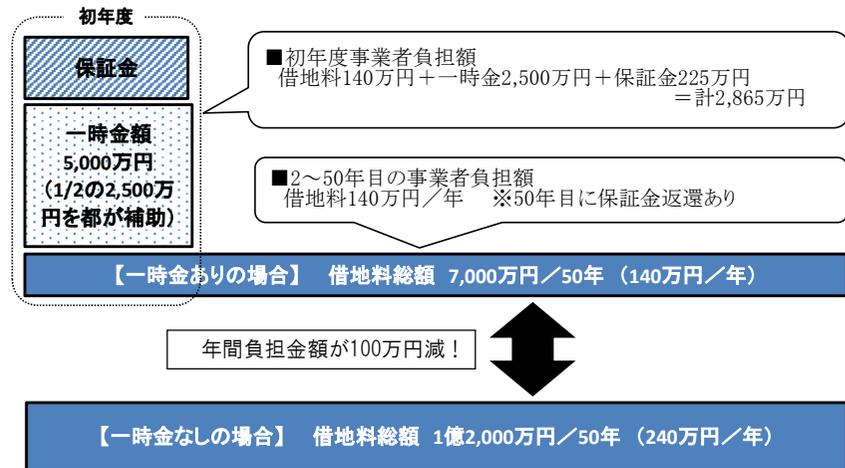
1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費
別表の第2欄に定める経費とする。
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じるものとする。)の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2

2 事業イメージ図

- * 設定条件
路線価20万円/㎡、地積500㎡、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合
- * 交付基準額
路線価20万円/㎡ × 土地面積500㎡ × 1/2 = 5,000万円
- * 補助金交付額
交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額
5,000万円 × 1/2 = 2,500万円



※注意※

定期借地権設定契約書に、下記事項を記載する必要があります。締結前に、必ず都の確認を経た上で、締結して下さい。

- ・一時金の性質(賃料の前払いであるか)
- ・一時金額(月額賃料における充当金額が示されているか)
- ・一時金充当期間(いつからいつまで充てるのか)
- ・一時金充当期間終了前に解約された場合、一時金のうち未充当期間相当額を返還する旨の規定

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152 (直通)

1 事業概要

(1) 目的

この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受けて障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象者

社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)

(3) 補助対象事業

- ・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
- ・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)

(4) 補助対象用地

民有地、国有地

(5) 補助対象経費

事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料

(6) 補助金交付額

土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1/2

※補助基準額

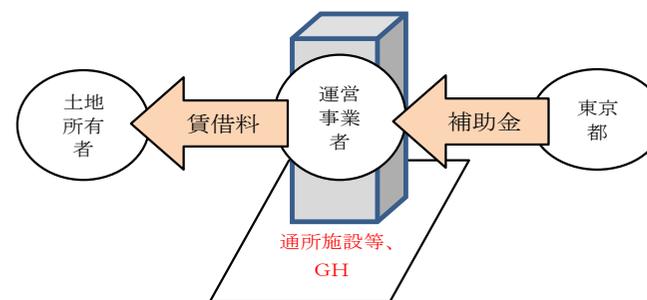
国有地:契約金額

民有地:公示地価により3段階で設定(*)

(7) その他

- ・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月(5年間)が上限
- ・令和6年3月までに土地賃貸借を開始したものが対象

2 事業イメージ図



【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】 × 1 / 2 = 補助額

* 民有地の補助基準額

(単位:千円/年)

当該地の公示価格	通所施設等	グループホーム	主に重心
都内平均よりも低い場合	5,000	2,500	1,000
都内平均の2倍未満の場合	10,000	5,000	2,000
都内平均の2倍以上の場合	15,000	7,500	3,000

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

* 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。

* 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひご活用ください!

* 令和3年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります!



別表

補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000
中央区	15,000
港区	15,000
新宿区	10,000
文京区	15,000
台東区	10,000
墨田区	5,000
江東区	10,000
品川区	10,000
目黒区	15,000
大田区	10,000
世田谷区	10,000
渋谷区	15,000
中野区	10,000
杉並区	10,000
豊島区	10,000
北区	10,000
荒川区	10,000
板橋区	10,000
練馬区	5,000
足立区	5,000
葛飾区	5,000
江戸川区	5,000

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	5,000
立川市	5,000
武蔵野市	10,000
三鷹市	10,000
青梅市	5,000
府中市	5,000
昭島市	5,000
調布市	5,000
町田市	5,000
小金井市	5,000
小平市	5,000
日野市	5,000
東村山市	5,000
国分寺市	5,000
国立市	5,000
福生市	5,000
狛江市	5,000
東大和市	5,000
清瀬市	5,000
東久留米市	5,000
武蔵村山市	5,000
多摩市	5,000
稲城市	5,000
羽村市	5,000
あきる野市	5,000
西東京市	5,000

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	5,000
日の出町	5,000
檜原村	5,000
奥多摩町	5,000
大島町	5,000
利島村	5,000
新島村	5,000
神津島村	5,000
三宅村	5,000
御蔵島村	5,000
八丈町	5,000
青ヶ島村	5,000
小笠原村	5,000

補助基準額

共同生活援助の場合

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500
中央区	7,500
港区	7,500
新宿区	5,000
文京区	7,500
台東区	5,000
墨田区	2,500
江東区	5,000
品川区	5,000
目黒区	7,500
大田区	5,000
世田谷区	5,000
渋谷区	7,500
中野区	5,000
杉並区	5,000
豊島区	5,000
北区	5,000
荒川区	5,000
板橋区	5,000
練馬区	2,500
足立区	2,500
葛飾区	2,500
江戸川区	2,500

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	2,500
立川市	2,500
武蔵野市	5,000
三鷹市	5,000
青梅市	2,500
府中市	2,500
昭島市	2,500
調布市	2,500
町田市	2,500
小金井市	2,500
小平市	2,500
日野市	2,500
東村山市	2,500
国分寺市	2,500
国立市	2,500
福生市	2,500
狛江市	2,500
東大和市	2,500
清瀬市	2,500
東久留米市	2,500
武蔵村山市	2,500
多摩市	2,500
稲城市	2,500
羽村市	2,500
あきる野市	2,500
西東京市	2,500

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	2,500
日の出町	2,500
檜原村	2,500
奥多摩町	2,500
大島町	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御蔵島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

財産処分の概要及び手続きについて

財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、移転、事業廃止等する場合は、運営所管だけでなく、整備費補助の所管(生活基盤整備担当)による事前承認が必要です。また、真にやむを得ない正当な理由がない限り、経過年数によって、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(平成29年度時点)【寄宿舍の場合】

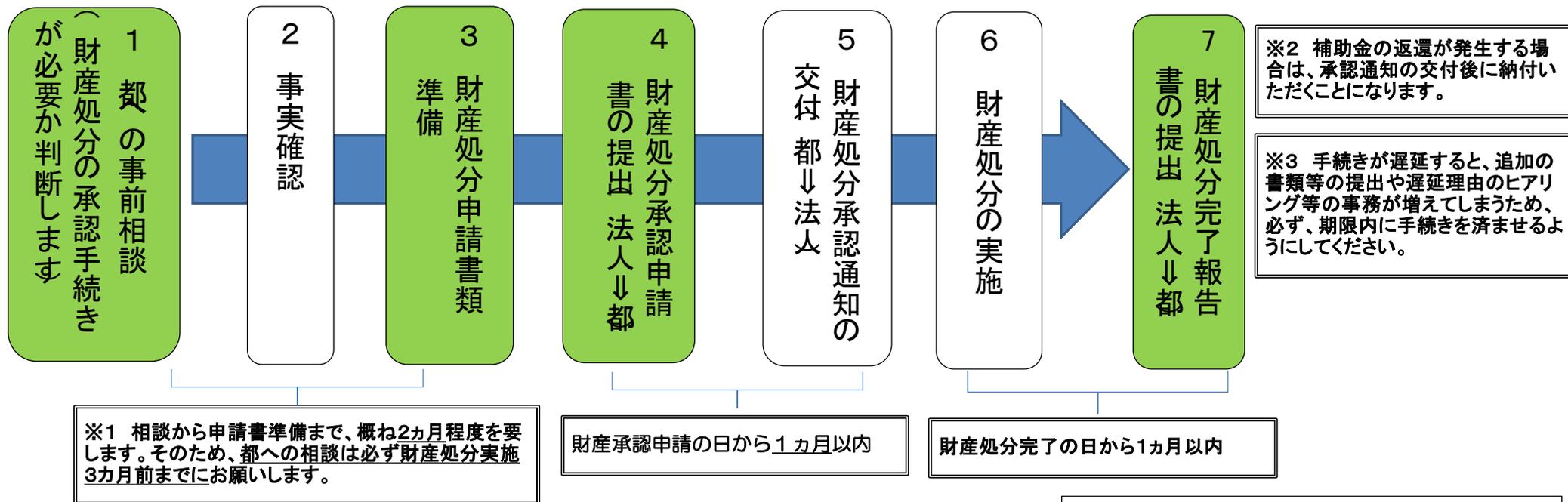
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築、移転、事業の廃止
- ②部屋の用途変更による改修(グループホームの居室を短期入所用に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

財産処分の手続きの流れ



補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前に都にご相談いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377

Ⅲ 人材確保・育成支援関連事業

障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業【R4～事業拡充】

職員の宿舎の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保・定着を図るとともに、施設・事業所（以下「事業所」という。）による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

事業概要			
	ア 福祉避難所	イ 区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等)	ウ その他
助成対象	区市町村長による福祉避難所の指定を受けている又は区市町村と福祉避難所として協定を締結している都内の障害福祉サービス等事業所	区市町村と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認や避難所等での障害福祉サービス等の提供等を行う都内の障害福祉サービス等事業所	①及び②以外の都内の障害福祉サービス等事業所
上限戸数	定員に応じ最大20戸		
助成率	7/8		1/2
対象経費	賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料 等		
助成基準額	宿舎1戸当たり月82,000円		
主な助成要件	①事業所の利用定員数に応じて最大20戸が上限 ②借り上げている宿舎が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内） ③1戸当たりの助成対象期間は、4年間を上限 ④対象職員が入居していること		①事業所の利用定員数に応じて最大20戸が上限 ②1戸当たりの助成対象期間は、4年間を上限 ③対象職員が入居していること
申請スケジュール	●事業計画書受付 令和5年7月3日～ （継続法人）7月31日 （新規法人）8月31日	●交付申請受付 令和5年11月1日～30日	●交付申請受付 令和5年11月1日～ 12月8日
	●実績報告受付 令和6年3月4日～3月21日又は4月1日（法人により異なる） ●助成金支払 令和6年5月上旬まで		
※ 詳細は、本事業の実施主体である東京都福祉保健財団HPにてご案内しております。 東京都福祉保健財団HP https://www.fukushizaidan.jp/307shougaisukusha/			

代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業【H30年度～】

都内の障害福祉サービス等事業所で働く職員が研修を受講する場合、東京都で委託した人材派遣会社から受講期間中の代替職員を派遣します。事業所で働く職員が研修等に参加しやすい環境づくりを支援することで、研修等の受講を促進し、資質向上を図ります。申請方法等については、令和5年度委託先である(株)メディカル・コンシェルジュのHP等で御案内しています。

<事業概要>

(1) 対象研修

障害福祉サービス等事業所が策定する研修計画に基づき受講させる研修等です。研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技形式等いずれも可能です。

<対象となる研修>

- ① サービス管理責任者研修及び
児童発達支援管理責任者研修
- ② 相談支援従事者等研修
- ③ 強度行動障害支援者養成研修
- ④ 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の
実施のための研修
- ⑥ 国、都、区市町村又は事業者団体等が実施する
障害福祉サービス等事業所向け研修 等

(2) 対象となる事業所

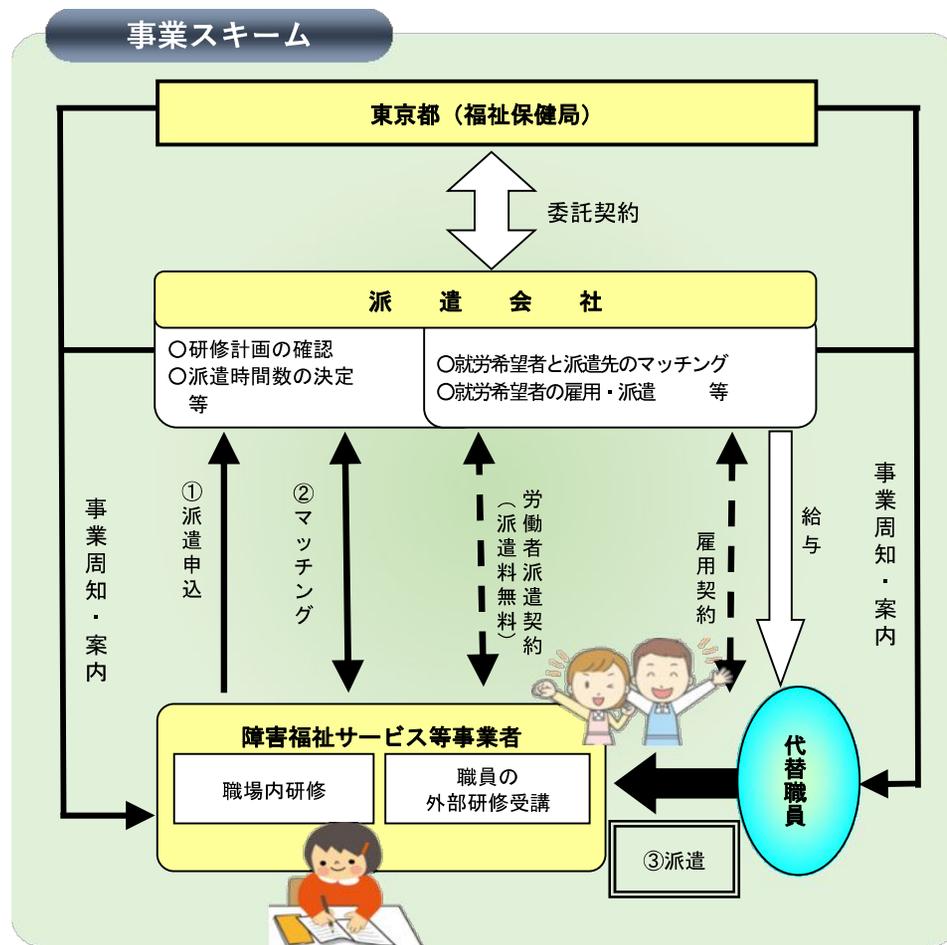
都内に所在する障害福祉サービス等事業所

(3) 派遣期間

研修に参加する時間数の4倍まで
(原則として所属職員が対象研修に参加する
期間を含みます)

(4) 実施主体

東京都 (株)メディカル・コンシェルジュ
に令和5年度は委託)



【お問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
(電話) 03-5320-4579 (FAX) 03-5388-1408

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業【H30年度～】

都内の障害福祉サービス等事業所を運営する法人を対象に、対象法人が国家試験を受験する職員に対して、資格取得に係る経費を支援した場合、その支援した金額の1/2に対して、交付予定額の範囲内で助成金を交付します。対象職員の合否によって助成基準が変わる制度です。

<事業概要>

(1) 対象事業所

都内の障害福祉サービス等事業所（都外施設等含む）

(2) 対象法人

対象事業所を運営する法人

(3) 対象経費

① 国家試験の受験料、② 資格取得に係る諸経費

(4) 助成要件

- ① 対象法人が経費を支出していること
- ② 1事業所当たり原則1名まで
- ③ 国家試験の結果が不合格の場合は、国家試験受験料のみ助成する

(5) 助成額

助成基準額は、1名当たり100,000円を上限とし、その1/2を助成額とする。

(6) 令和5年度申請時期

第1回（第6回公認心理師のみ）：

令和5年7月14日（金）～令和5年8月18日（金）

第2回（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士及び第7回公認心理師）：

令和5年9月15日（金）～令和5年10月20日（金）

(7) 実施主体

公益財団法人東京都福祉保健財団

対象となる国家資格

	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	公認心理師
受験申込受付期間	令和5年9月7日～10月6日	令和5年8月9日～9月8日	令和5年9月7日～10月6日	第6回：令和5年2月27日～3月17日 第7回：令和5年12月11日～令和6年1月9日
試験日	令和6年2月4日	筆記試験：令和6年1月28日 実技試験：令和6年3月3日	令和6年2月3日、4日	第6回：令和5年5月14日 第7回：令和6年3月3日

※公益財団法人社会福祉振興・試験センター、一般財団法人日本心理研修センターのHPより

【お問合せ先】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
（電話）03-5320-4579（FAX）03-5388-1408

令和5年度 障害福祉サービス等人材育成・定着支援セミナー動画

背景

令和4年度「東京都内障害福祉サービス事業所・施設等の障害福祉人材の育成・定着に向けた実態調査及び課題分析」の結果、5年未満の離職が半数を占めることや、休暇・休業の取得率の低さなどが障害福祉現場における大きな課題となることが分かりました。

目的

人材の育成・定着に向けた取組・課題解決方法を学ぶとともに、実際に取り組みを行っている障害福祉サービス事業所等の好事例を知ること、現場における人材育成・定着への取組を普及展開します。

事業概要

【対象】 東京都内の障害福祉サービス事業所等の法人責任者または管理者で、人材の育成・定着に向けた取組方法・ノウハウ・好事例を学びたい方

【講師】 障害福祉現場における人材育成・定着策に精通する者（取組実績のある事業者等）

【時間】 計3時間

【実施規模】 年間視聴見込 800名

【内容】 下記カリキュラムのとおり

令和5年度カリキュラム

時間	内容	講師
1時間	令和4年度「実態調査」による育成・定着・採用の現況と課題	株式会社川原経営総合センター 神林 佑介 様
1時間	早期離職を防止し職員の定着を図るための取り組みやキャリアパス例	サードプレイス社会保険労務士法人 三島 幹雄 様
30分	社会福祉法人永春会の取組み	社会福祉法人永春会 吉岡 俊一 様
30分	社会福祉法人大三島育徳会の取組み	社会福祉法人大三島育徳会 佐藤 朋巳 様

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業【R1年度～】

障害福祉サービス等事業所に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、在学中に奨学金貸与を受けた若手常勤職員に対して返済金相当額を手当として支給する事業者を支援することで、職員の確保及び定着を図ります。

<事業概要>

1 対象

【事業所】

処遇改善加算（Ⅰ）を取得し、かつ、資格取得支援制度を有する都内の障害福祉サービス等事業所（都外施設等含む）

【対象者】

以下の条件を全て満たす福祉・介護業務未経験（*）の新卒者等（*）福祉・介護職員として通算6か月以上勤務した経験がない者（学校在籍中のアルバイト等を除く）をいう。

- ・ 在学中に奨学金の貸与を受け、返済中である者
- ・ 常勤福祉・介護職員（有期雇用を除く）
- ・ 対象資格をいずれも有していない者（補助期間中に資格を取得した者は補助対象）
- ・ 資格取得を計画し、原則3年以内に研修を修了又は試験を受験する者

※奨学金は、日本学生支援機構、学校、地方公共団体によるものに限る。

2 事業内容

対象資格：社会福祉士、介護福祉士、
精神保健福祉士、公認心理師

補助基準額：1人あたり月5万円・年60万円を上限

補助期間：1人あたり5年間を上限

補助率：10/10（今後、見直しを検討）

3 令和5年度スケジュール

事業計画書の提出：令和5年8月1日

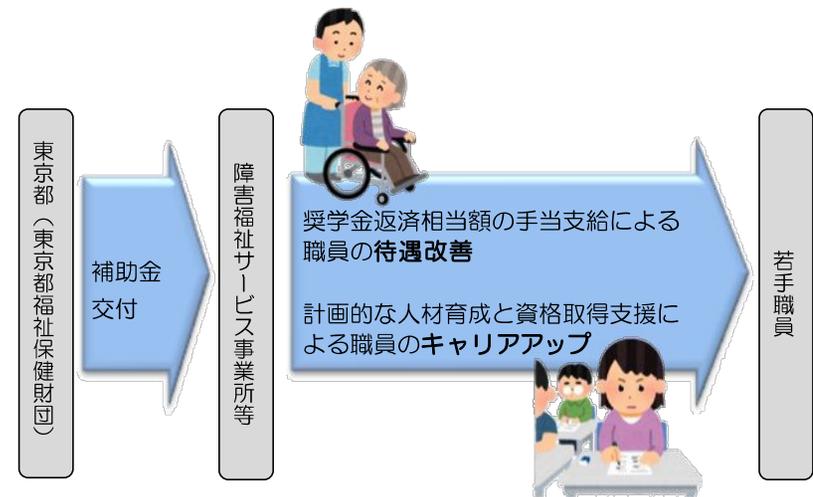
交付申請書の提出：令和6年1月12日

実績報告書の提出：令和6年4月上旬締切予定

補助金支払：令和6年5月末予定

4 実施主体

東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託）



【お問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

（電話）03-5320-4579（FAX）03-5388-1408

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業【R1年度～】

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算等（以下「加算」という。）について、都内に所在する障害福祉サービス事業所等に対し、社会保険労務士が個々の事例に応じて個別具体的に、加算の新規取得や、より上位の加算の取得等に必要な助言・指導・各種書類の作成補助等を行い、福祉・介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援します。詳細については、委託先である東京都社会保険労務士会のHP等で御案内しています。

<事業概要>

1 対象

加算を取得していない又はより上位の加算取得を目指す都内の障害福祉サービス事業所等

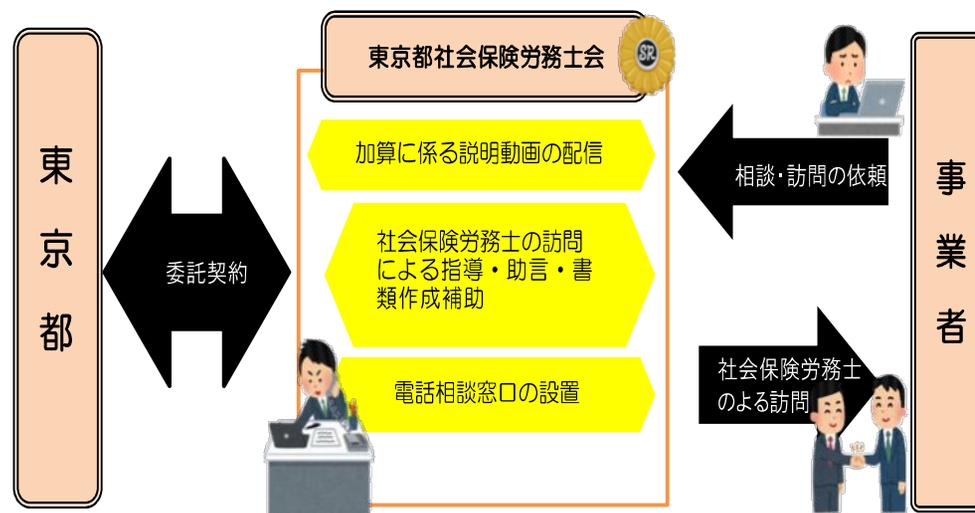
2 事業内容

社会保険労務士による

- ・電話相談：週3日程度
- ・個別訪問
- ・加算に係る説明動画の配信

3 実施主体

東京都（東京都社会保険労務士会に委託）



【お問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

（電話）03-5320-4579 （FAX）03-5388-1408

IV 指定申請・変更届に係る

提出書類一覧

指定申請 提出書類一覧

申請書及び添付書類		備考
申請書	指定申請書	様式第1号・別紙
	指定に係る記載事項(福祉型)又は(福祉型強化)、(医療型)、(共生型)	付表5
加算届出	介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表	別紙1
	重度障害者支援加算に関する届出書及び研修修了証の写し	加算様式1
	単独型加算	加算様式2
	栄養士配置加算に関する届出書及び管理栄養士免許又は栄養士免許の写し	加算様式3
	送迎加算に関する届出書及び車検証の写し	加算様式4
	常勤看護職員配置等加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し	加算様式5
	医療連携体制加算(IX)に関する届出書及び各種資格証明書の写し及び重度化した場合における対応に関する指針	加算様式6
	福祉専門職員配置等加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し又は実務経験証明書	加算様式7
添付書類	【実施主体が地方公共団体である場合】当該事業の実施について定めてある条例等	
	登記事項証明書(法人登記)	
	建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合は当該施設を含む)	
	建物登記(自己所有の場合)又は賃貸借契約書(賃貸借の場合)	
	設備の概要(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合は当該施設を含む)	参考様式1
	事業所の管理者の雇用契約書及び経歴書	参考様式2-1
	事業所の生活支援員の経歴書	参考様式2-2
	勤務形態一覧表(職員配置状況確認調査表)	別紙2
	運営規程	記載例
	主たる対象者を特定する理由書 ※主たる対象者を特定する場合に必要です。	参考様式3
	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	参考様式4
	協力医療機関の名称及び診療科名のリスト	参考様式5
	当該協力医療機関との契約の内容	参考例
	法第36条第3項各号非該当誓約書及び役員名簿	参考様式6
就業規則		
その他	事業開始届	別紙3
	申請者の定款	
	事業計画書	参考様式7
	収支予算書	参考様式8
	当該申請に係る事業に係る資産の状況(貸借対照表、財産目録等)	
	耐震化調査票	別紙4
	関係機関相談状況確認書・議事録(市区町村・建築・消防)	様式あり
	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	様式あり
メールアドレス登録	様式あり	

変更届の提出書類一覧（短期入所①）

変更届の提出は、事業所単位になります

- . . . 必須書類
- ▲ . . . 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届 ※提出書類一覧（短期入所②）参照

届出が15日以前になされた場合は翌月1日から
届出が16日以降になされた場合は翌々月1日から算定が可能です
（15日が土日祝日と重なる場合は繰り上げになります。
また、財団への到着日が基本ですので早めの提出をお願いします）

その他、下記変更事由に係る変更届
変更があった日から10日以内に届けてください

定員増減や移転、事業所内の居室等の仕様変更など
2ヶ月前にはご相談ください。来庁にて詳細なご相談が必要となります
図面等の確認や、場合によっては現地確認が必要になります

変更届提出先

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室 短期入所 宛
※ 郵送で提出願います。

変更事由	変更届出書（第2号様式）「変更があった事項」欄に当てはまる数字	申請書		定款・寄付行為	条例（公営事業所のみ）	登記簿謄本（履歴全部証明書）	平面図（参考様式）	登記（全部事項証明書など） 建物の所有権が確認できる書類（自己所有物件を使用する場合）	賃貸借契約書（写） （賃貸を使用する場合）	設備・備品リスト（参考様式）	経歴書 管理者	勤務体制表（職員配置状況確認表）	運営規程	苦情対応窓口一覧表等	非該当誓約書及び役員名簿	事業所一覧	主たる対象者を特定する理由（参考様式）	協力医療機関リスト・協定書等	短期入所事業所における耐震化に関する調査票	関係機関相談状況確認書・議事録（市区町村・建築・消防）	メールドレ入登録・変更届出書	移行者リスト	廃止・休止・開始届	
		変更届出書（第2号様式）	付表5																					
事業所の名称の変更	①・⑫	●	●	●									●											
事業所の所在地の変更	②・⑦・⑫	●	●	●			●	●					●					▲	●	●				
法人名称の変更	③・⑫	●		●		●							●				●							
法人所在地の変更	④	●		●		●							●				●							
電話番号、FAX番号の変更	事業所 ② 法人 ④	●	●														●							
法人代表者の変更	⑤	●		●		●											●							
定款・寄付行為等の変更（当該事業に関する物）	⑥	●		●		●											●							
役員の変更	⑥	●				▲											●							
平面図・設備の変更	⑦	●	●				●	▲		●			●							▲	▲		▲	
管理者の変更（氏名変更・住所変更含む）	⑧	●	●								●	●		▲	●									
事業所の種別の変更（併設型・空床利用型・単独型）	⑭	●	●				▲			▲		▲	▲											
定員数（増・減）	⑮	●	●				●	▲		●		●	●							▲	▲		▲	
都からの連絡先メールアドレスの変更	-																					●		
事業廃止・休止・開始	-																						●	●
主たる対象者の変更	⑪・⑫	●	●										●				●							
利用料、その他費用の変更	⑫	●	●										●				●							
苦情窓口の変更	⑫	●	●										●				●							
運営規定の文言の変更	⑫	●	●										●				●							
協力医療機関の変更	⑯	●	●														●							
併設する施設がある場合の当該併設施設の概要の変更	⑲	●	●				●			●			●											
同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	⑳	●	●				●			●			●											

公営事業所の
場合、条例に
変更のない場合は
提出不要です。

図面が用意できない
場合には、参考様式に記
載してください。
※居室には収納を除いた
平米数を記載ください

法人の電話番号・FA
X番号が変わる場合
は、第2号様式の変更
前・変更後の欄にご記
入ください。
また、その場合は、付
表5の提出は不要です。

利用者から受領する費用については、運営規
程に記載し、あらかじめ利用者に十分説明す
る必要があります。
また、料金の根拠として、金額の積算方法を
任意様式でご提出ください。

運営規程に苦情窓口
が記載されている場合
は、ご提出ください。

利用者契約書や重要
事項説明書を添付し
ていただく場合もあり
ます

追加する場合、支援の実
例を添付していただく場合
もあります

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

変更届の提出書類一覧（短期入所②）

変更届の提出は、事業所単位になります

- … 必須書類
- ▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届

<報酬が増加する場合>
届出が15日以前になされた場合は翌月から
届出が16日以降になされた場合は翌々月から算定が可能です
(15日が土日祝日と重なる場合は繰り上げになります。
また、財団への到着日が基本ですので早めの提出をお願いします)

<報酬が減少する場合>
速やかに届出⇒報酬が減少する事実が発生した日から算定を変更

変更届提出先

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室 短期入所 宛
※ 郵送で提出願います。

変更事由	変更届出書 (第2号様式) 「変更があった事項」 欄に当てはまる数字	申請書		加算届出											平面図 (参考様式1) ・ 周辺地図	勤務 体制表 (職員 配置 状況 確認表)	運営 規程		
		変更届出書 (第2号様式)	付表5	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	重度障害者支援加算に関する届出書(加算様式1)	研修修了証の写し※1	栄養士配置加算及び単独型加算に関する届出書(加算様式2)	管理栄養士免許又は栄養士免許の写し	送迎加算に関する届出書(加算様式3)	車検証の写し	常勤看護職員配置等加算に関する届出書(加算様式4)	資格証の写し	医療連携体制加算(IX)に関する届出書(加算様式5)	福祉専門職員配置等加算に関する届出書(加算様式6)				日中活動支援加算に関する届出書(加算様式7)	
施設区分(福祉型、福祉型強化、医療型、共生型)、 各種減算(定員超過、職員欠如、大規模)	⑬	●	●	●													●	▲	
重度障害者支援加算(強度行動障害)	⑬	●	●	●	●	●												●	▲
単独型加算	⑬	●	●	●			●										●	●	▲
栄養士配置加算 I・II	⑬	●	●	●			●	●										●	▲
食事提供体制加算	⑬	●	●	●															▲
送迎加算	⑬	●	●	●					●	●									▲
常勤看護職員等配置加算	⑬	●	●	●							●	●						●	▲
医療連携体制加算(IX)	⑬	●	●	●							▲	●							▲
福祉専門職員配置等加算(I)(II)	⑬	●	●	●							●	●	●					●	▲
日中活動支援加算	⑬	●	●	●							●			●				●	
地域生活支援拠点等	⑫⑬	●	●	●															●
福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善特別加算	⑬	当該加算の届出先は、処遇改善(特別)加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。																	

共生型短期入所のみ
算定可能です。

医療型短期入所、医療型特
定短期入所のみ算定可能で
す。

各自治体の障害福祉計
画に拠点の整備の一環と
して位置付けられているこ
とがわかる書類を添付

※1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)・重度訪問介護従業者養成研修・行動障害支援課程・行動支援従業者養成研修

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

問合せ先一覧

R6.2時点

NO.	問合せ事項	所管部署	連絡先等
1	短期入所の申請等について	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0286(直通)
2	短期入所運営、制度について 都加算の制度全般について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
3	短期入所の施設整備費補助について	東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152(直通) または 03-5320-4377(直通)
4	介護給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224(直通)
5	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
6	短期入所開設準備経費等補助金について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
7	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「不特定多数の者」対象研修(第1号、第2号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局高齢社会対策部 介護保険課介護人材担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tanky/ ②03-5320-4267(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tanky/
8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「特定の者」対象研修(第3号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tanky/ ②03-5320-4579(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tanky/
9	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
10	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業・ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業・ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業・ 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業・ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業・ について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
11	福祉・介護職員処遇改善加算について 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課処遇改善加算担当 (障害福祉)	03-5320-4230(直通)
12	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の建築主事	※東京都都市整備局HP参照 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kijun/index.html
13	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
14	NPO法人の運営について	東京都生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095(直通) ※関連HP(よくご確認ください) https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/